

パナマ籍貨物船と漁船の衝突事故に係る意見と関係省庁の対応

【衝突事故概要】

船舶：パナマ籍貨物船(NIKKEI TIGER)
漁船(堀栄丸)

日時：平成24年9月24日午前1時56分ごろ

場所：宮城県金華山東方沖930km

被害：漁船乗組員13名死亡

NIKKEI TIGER
(カナダへ向け航行中)



国土交通大臣及び水産庁長官への意見(10月25日付)

衝突防止には相手船の早期発見が重要であり、そのために講ずべき施策(意見)として;

- ① 国土交通大臣及び水産庁長官は、外洋を航行等する漁船の所有者等に対し、船舶自動識別装置(AIS)の衝突防止のための有用性の周知等AIS早期普及のための施策の検討を行うこと
- ② 国土交通大臣は、海運事業者に対し、航行する海域の漁船の操業状況についての情報を、また、水産庁長官は、漁船の所有者等に対し、事故発生状況等の情報を、運輸安全委員会の船舶事故ハザードマップ等から入手し、活用するように指導すること



国土交通省及び水産庁による対応状況

- (1) 10月25日 国土交通省海事局より、海運事業者団体への通達の発出
水産庁長官より、関係都道府県知事、水産関係団体への通達の発出
- (2) 関係4省庁(国土交通省、水産庁、総務省、海上保安庁)による検討会の設置
※ AISの漁船への早期普及策等の検討に着手